

ID: 233

担当部署: 上下水道課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成10年 条例第27号		
<p>【根拠条文】 (督促及び督促手数料) 第十一条 負担金の督促及び督促手数料の徴収は、聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和四十二年聖籠町条例第二十号)第二条の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日